

(案)

収 穫 調 査 委 託 契 約 書

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
収獲調査委託1号物件 (盛岡地区外) (盛岡森林管理署)	358.52	※ 委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) () の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 契約期間

自 令和 年 月 日

至 令和 9 年 2 月 5 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項 別紙のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 盛岡森林管理署長 山口 孝(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び令和 年 月 日付けで交付した収獲調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 (甲) (住所) 岩手県盛岡市北山二丁目2番40号
(氏名) 分任支出負担行為担当官
盛岡森林管理署長 山口 孝

受託者 (乙) (住所)
(氏名)

調査内訳書

1号物件（盛岡地区外）

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
1	盛岡	分収造林	15い	4.96	1,047	皆伐	100	標準地(簡標)	
2	紫波	分収造林	430つ	3.27	680	皆伐	100	標準地(簡標)	
3	紫波	分収造林	431か	5.52	477	皆伐	100	標準地(簡標)	
4	紫波	分収造林	433わ	7.20	1,673	皆伐	100	標準地(簡標)	
5	紫波	分収造林	521ち	2.65	323	皆伐	100	標準地(簡標)	
6	外山	国有林	83い1	5.47	512	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	83い2襲用
7	外山	国有林	83い2	4.53	425	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
8	外山	国有林	83い3	0.43	40	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	83い2襲用
9	外山	国有林	83い4	2.21	207	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	83い2襲用
10	外山	国有林	83ろ1	15.82	1,138	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	83は2襲用
11	外山	国有林	83ろ2	13.85	1,156	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	83は2襲用
12	外山	国有林	83は1	11.03	1,034	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	83は2襲用
13	外山	国有林	83は2	16.08	1,512	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
14	外山	国有林	83は3	2.99	207	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	83は2襲用
15	外山	国有林	83は4	14.77	1,145	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	83は2襲用
16	外山	国有林	83は5	7.74	613	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	83は2襲用
17	外山	国有林	209い1	8.97	400	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	209ろ襲用
18	外山	国有林	209い2	4.68	213	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	209ろ襲用
19	外山	国有林	209ろ	5.05	227	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
20	外山	国有林	209は	5.12	231	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	209ろ襲用
21	外山	国有林	210い	7.34	342	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	209ろ襲用
22	外山	国有林	210ろ	6.90	321	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	209ろ襲用
23	外山	国有林	210は	5.97	280	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	209ろ襲用
24	外山	国有林	211ろ1	4.08	435	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)	
25	外山	国有林	211ろ2	3.37	361	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)	
26	外山	国有林	211は2	3.52	185	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)	
27	外山	国有林	212い1	6.56	424	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	212い1襲用
28	外山	国有林	212い2	5.65	364	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
29	外山	国有林	212い3	5.95	367	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
30	外山	国有林	212ろ1	14.86	1,064	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	212ろ2襲用

調査内訳書

1号物件（盛岡地区外）

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
31	外山	国有林	212ろ2	6.02	455	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
32	外山	国有林	213い1	3.04	226	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
33	外山	国有林	213い2	2.88	212	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	213い1襲用
34	外山	国有林	213い3	2.67	200	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	213い1襲用
35	外山	国有林	213い4	4.31	321	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	213い1襲用
36	外山	国有林	213い5	4.06	328	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	213い1襲用
37	外山	国有林	213は	5.15	354	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	213い1襲用
38	外山	国有林	278い2	7.67	638	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	278い3襲用
39	外山	国有林	278い3	11.45	937	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
40	外山	国有林	279い1	5.99	324	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	278い3襲用
41	外山	国有林	279い2	0.59	43	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	278い3襲用
42	外山	国有林	279い3	18.28	1,460	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	278い3襲用
43	外山	国有林	284い8	2.29	162	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
44	外山	国有林	288ろ	0.90	54	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
45	外山	国有林	321い	2.57	157	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
46	外山	国有林	321ろ1	4.10	326	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	322い1襲用
47	外山	国有林	321は	0.26	17	皆伐	100	標準地(簡標)	面的複層林箇所
48	外山	国有林	321に	1.19	30	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
49	外山	国有林	321へ	1.37	651	皆伐	100	標準地(簡標)	面的複層林箇所
50	外山	国有林	321へ	1	215	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	322い1襲用
51	外山	国有林	322い1	14.09	1,028	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
52	外山	国有林	322い2	15.56	1,037	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	322い1襲用
53	外山	国有林	322ろ	0.41	38	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	322い1襲用
54	外山	国有林	322に1	6.23	475	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	322い1襲用
55	外山	国有林	352い2	4.92	388	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	352い4襲用
56	外山	国有林	352い3	4.25	337	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	352い4襲用
57	外山	国有林	352い4	3.58	285	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
58	外山	国有林	353い1	2.67	102	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
59	外山	国有林	353い2	4.59	308	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	353い3襲用
60	外山	国有林	353い3	5.76	393	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	

調 査 内 訳 書

1号物件（盛岡地区外）

番号	森林管 理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
61	紫波	国有林	515は2	0.35	52	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
62	紫波	国有林	515は6	2.3	172	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
63	紫波	国有林	515は7	1.48	84	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
	合計			358.52	29,214				

特約事項（収穫調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収穫調査委託契約約款第11条により対応する。